

く適応基金の原資とすることとされているが、適応基金による途上国の適応支援のガバナンスに日本も参画している。

一方、京都メカニズムについては、プロジェクト登録やクレジット発行のための手続きが複雑であり長い時間を要する、省エネルギープロジェクトの登録が難しい、登録プロジェクトの地域偏在性等の課題があるため、国連の会議等において、その改善に向けた働きかけを行うとともに、我が国の技術、製品、インフラ等の提供を通じた途上国等での排出削減への貢献を適切に評価する新たな二国間メカニズムの構築に向けた取組を推進。

我が国としても、中長期目標の達成に向け、その優れた技術を生かすクレジットメカニズムの構築を国際的に提案。その際、現行のメカニズムの改善のみならず、二国間・多国間の仕組みも視野に入れる。

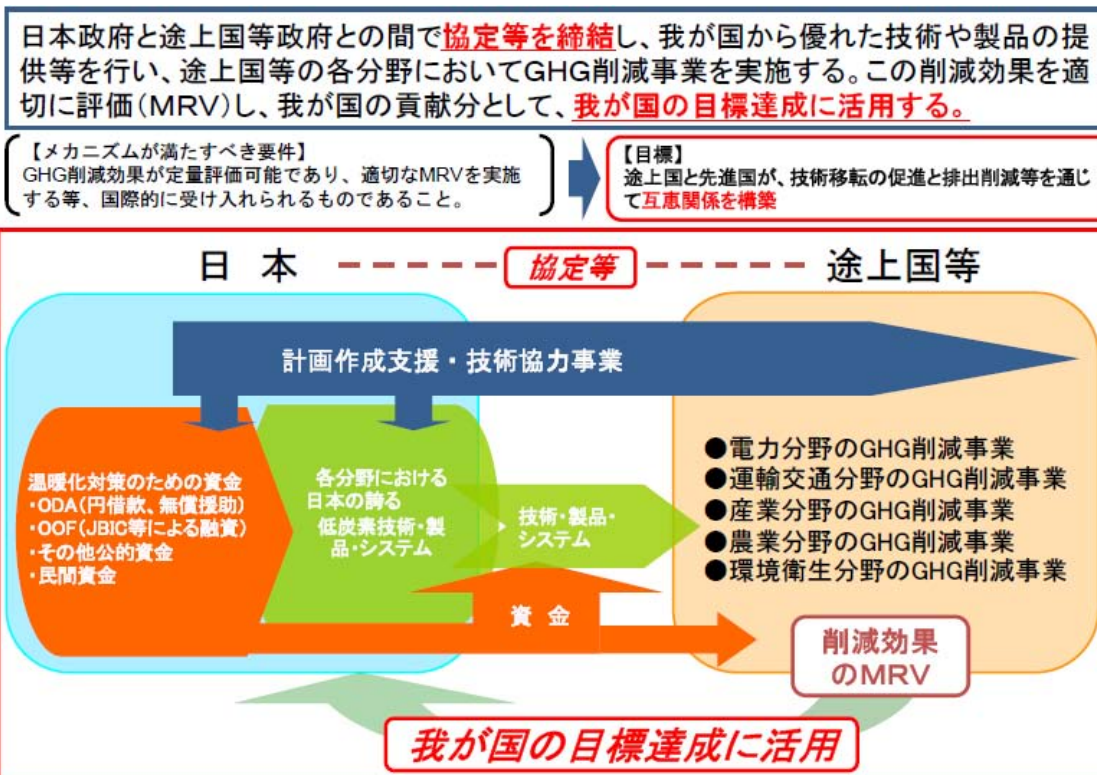
※インド、ベトナムとの間では、気候変動に関する二国間協力について、首脳級で合意。(2010.10)

定量評価可能な GHG 削減効果、国際的な水準の MRV を確保し、国際的に受け入れられるものとする。

現地の審査機関の育成や公害対策とのコベネフィット等、途上国もメリットのある具体的な案件形成を図る。

これまで、民間公募による実現可能性調査（フィージビリティスタディ）、ウェブサイト等を活用した情報提供、東南アジア諸国へのキャパシティビルディングを実施。22年度は、民間による海外プロジェクトに関する実現可能性調査として3件を採択。また、ウェブサイト「京都メカニズム情報プラットフォーム」、REDD+プロジェクトに関するデータベースを運用し、各方面へ情報提供。また、インドネシア等における REDD+のキャパシティビルディング協力のあり方を検討中。23年度は、実現可能性調査の拡充を図るとともに、途上国におけるモニタリング・検証等に係る体制構築の支援などに取り組む（23年度予算案において30.4億円を措置）。

### 新たなメカニズム（二国間クレジット等）のイメージ

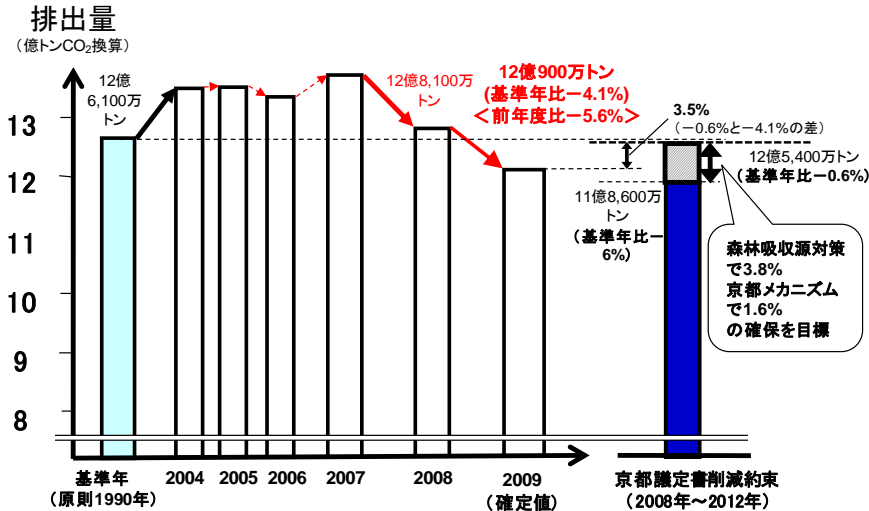


### (3) 地球温暖化防止に向けた国内対策

#### ・京都議定書目標達成計画

京都議定書上の6%削減目標の達成及び温室効果ガスのさらなる長期的・継続的かつ大幅な排出削減に向けて、政府は、平成20年3月に閣議決定した改定京都議定書目標達成計画に基づき、各部門において各主体が、対策及び施策に全力で取り組むことにより、森林吸収量の目標である1,300万炭素トン（基準年総排出量比3.8%）の確保、京都メカニズムの活用（同比1.6%）と併せて、京都議定書第一約束期間の目標を達成することとしている。

2009年度における我が国の排出量は、基準年比 -4.1%、前年度比-5.6%。



#### 温室効果ガスの排出抑制・吸収量の目標

	2010年度の排出量の目安 (注)	
	百万t-CO <sub>2</sub>	基準年総排出量比
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	1,076~1,089	+1.3%~+2.3%
産業部門	424~428	-4.6%~-4.3%
業務その他部門	208~210	+3.4%~+3.6%
家庭部門	138~141	+0.9%~+1.1%
運輸部門	240~243	+1.8%~+2.0%
エネルギー転換部門	66	-0.1%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O	132	-1.5%
代替フロン等3ガス	31	-1.6%
温室効果ガス排出量	1,239~1,252	-1.8%~-0.8%

(注) 排出量の目安としては、対策が想定される最大の効果を上げた場合と、想定される最小の場合を設けている。当然ながら対策効果が最大となる場合を目指すものであるが、最小の場合でも京都議定書の目標を達成できるよう目安を設けている。

温室効果ガスの削減に吸収源対策、京都メカニズムを含め、京都議定書の6%削減約束の確実な達成を図る

#### 目標達成のための対策と施策

- |   |   |
|---|---|
| <p>1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策</p> <p>(1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策</p> <p>【主な追加対策の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自主行動計画の推進</li> <li>●住宅・建築物の省エネ性能の向上</li> <li>●トプランナー機器等の対策</li> <li>●工場・事業場の省エネ対策の徹底</li> <li>●自動車の燃費の改善</li> <li>●中小企業の排出削減対策の推進</li> <li>●農林水産業、上下水道、交通流等の対策</li> <li>●都市緑化、廃棄物・代替フロン等3ガス等の対策</li> <li>●新エネルギー対策の推進</li> </ul> <p>(2) 温室効果ガス吸収源対策・施策</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●間伐等の森林整備、美しい森林づくり推進国民運動の展開</li> </ul> <p>2. 横断的施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●排出量の算定・報告・公表制度</li> <li>●国民運動の展開</li> </ul> <p>以下、速やかに検討すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●国内排出量取引制度</li> <li>●環境税</li> <li>●深夜化するライフスタイル・ワークスタイルの見直し</li> <li>●サマータイムの導入</li> </ul> |
|---|---|

・地球温暖化対策基本法案

わが国の地球温暖化対策の基本的な方向性を明らかにするために、地球温暖化対策に関する基本原則や国、地方公共団体、事業者及び国民の責務、温室効果ガス排出量の削減に関する中長期的な目標、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画、基本的施策等を盛り込んだ地球温暖化対策基本法案を平成22年3月に閣議決定し、国会に提出。本法案は同年6月に国会閉会に伴って一旦廃案となったが、同年10月に再度閣議決定し、国会に提出した後、継続審議中。

## 地球温暖化対策基本法案の概要

※2010年10月8日閣議決定

### 法律の必要性

- ▶ 地球温暖化対策を推進するため、中長期的な排出削減目標を設定し、あらゆる政策を総動員することを明らかにする必要がある。

### 法案の概要

#### 目的

- ▶ 地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応が人類共通の課題であり、国際的枠組みの下で取り組むことが重要であることにかんがみ、温室効果ガスができる限り排出されぬ社会を実現するため、経済の成長、雇用の安定及びエネルギーの安定的な供給の確保を図りつつ地球温暖化対策を推進し、地球環境の保全並びに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与

#### 基本原則

- ▶ 地球温暖化対策として以下の原則を規定
  - ・ 新たな生活様式の確立等を通じて、経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果ガスの排出削減ができる社会を構築
  - ・ 国際的協調の下の積極的な推進
  - ・ 地球温暖化の防止等に資する産業の発展及び就業の機会の増大、雇用の安定
  - ・ エネルギーに関する施策との連携、エネルギーの安定的な供給の確保
  - ・ 経済活動・国民生活に及ぼす効果・影響についての理解を得る

#### 中長期目標

- ▶ 温室効果ガス削減目標：公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提として、2020年までに25%を削減。また、2050年までに80%を削減(いずれも1990年比)
- ▶ 一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を10%(2020年)とする。

#### 基本計画

- ▶ 地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定

#### 基本的施策

- |   |  |
|---|--|
| <p>《地球温暖化対策のうち特に重要な具体的施策》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 国内排出量取引制度の創設(法制上の措置について、施行後1年以内を目途に成案を得る)</li> <li>▶ 地球温暖化対策のための税の平成23年度からの実施に向けた検討その他の税制全体のグリーン化</li> <li>▶ 再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度の創設その他の再生可能エネルギーの利用の促進</li> </ul> <p>《日々の暮らし》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 機械器具・建築物等の省エネの促進</li> <li>▶ 自発的な活動の促進</li> <li>▶ 教育及び学習の振興</li> <li>▶ 排出量情報等の公表</li> </ul> <p>《国際協調等》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 国際的連携の確保、国際協力の推進</li> </ul> | <p>《地域づくり》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 都市機能の集積等による地域社会の形成に係る施策</li> <li>▶ 自動車の適正使用等による交通に係る排出抑制</li> <li>▶ 森林の整備、緑化の推進等温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化</li> <li>▶ 地方公共団体に対する必要な措置</li> </ul> <p>《ものづくり》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 革新的な技術開発の促進</li> <li>▶ 機械器具・建築物等の省エネの促進</li> <li>▶ 温室効果ガスの排出の量がより少ないエネルギーへの転換、化石燃料の有効利用の促進</li> <li>▶ 地球温暖化の防止等に資する新たな事業の創出</li> </ul> <p>▶ 原子力に係る施策</p> <p>▶ 地球温暖化への適応</p> |
|---|--|

## 地球温暖化対策の主要3施策について

(平成22年12月28日 地球温暖化問題に関する閣僚委員会) (抄)

### (グリーン・イノベーションによる地球温暖化問題の解決)

(略) 内外の状況変化に応じて柔軟かつ戦略的に、関連する政策を再構築しながら、我が国の持つ世界最高水準の環境・エネルギー技術を強化し、グリーン・イノベーションを加速することが鍵になる。技術革新こそ「環境・エネルギー・成長に関する勝利の方程式の解」であり、こうした基本認識の下、主要3施策を含む地球温暖化対策を、今後、以下のとおり展開する。

### ○地球温暖化対策のための税の導入 (抄)

具体的な手法としては、広範な分野にわたりエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制を図るため、全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭税にCO<sub>2</sub>排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を設ける。

この特例により上乗せする税率は、原油及び石油製品については1キロリットル当たり760円、ガス状炭化水素は1トン当たり780円、石炭は1トン当たり670円とする。

### ○再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度 (抄)

今後、平成24年度からの制度導入を目途として、国民各層との十分な対話を行いながら検討を進める。また、制度導入後も柔軟に見直しを行う。

### ○国内排出量取引制度

国内排出量取引制度は、地球温暖化対策の柱である一方で、企業経営への行き過ぎた介入、成長産業の投資阻害、マネーゲームの助長といった懸念があり、地球温暖化対策のための税や全量固定価格買取制度の負担に加えて大口の排出者に新たな規制を課すことになる。

このため、国内排出量取引制度に関しては、我が国の産業に対する負担やこれに伴う雇用への影響、海外における排出量取引制度の動向とその効果、国内において先行する主な地球温暖化対策(産業界の自主的な取組など)の運用評価、主要国が参加する公平かつ実効性のある国際的な枠組みの成否等を見極め、慎重に検討を行う。

### ○地球温暖化問題解決に向けたグリーン・イノベーション加速のための総合戦略 (略)

#### ・地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ

地球温暖化対策基本法案の成立後には、基本法に基づき基本計画を定めることになるが、中長期目標を実現するための具体的な対策・施策の一つの絵姿、及びその場合の経済効果等を提示するため、平成22年3月31日に「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ(環境大臣試案)」を公表。その後、中央環境審議会地球環境部会に設置した中長期ロードマップ小委員会において精査を続けており、同年12月には、これまでの検討の内容を取りまとめた「中長期の温室効果ガス削減目標を実現するための対策・施策の具体的な姿(中長期ロードマップ)(中間整理)」を同審議会地球環境部会に報告。今後更に検討を進めていく予定。

## 地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ(概要) ～環境大臣 試案～

### 【中長期ロードマップで伝えたいこと】

- ① 地球と日本の環境を守るためには、温暖化対策は喫緊の課題。2020年に25%削減、2050年に80%削減を実現するための対策・施策の道筋を提示。
- ② エコ投資を進め、低炭素生活スタイル(エコスタイル)を実践することにより、我慢ではなく快適で豊かな暮らしを実現することが可能。中長期目標の達成のためには、「チャレンジ25」を通じた、国民一人ひとりの取組が重要。
- ③ 温暖化対策は負担のみに着目するのではなく、新たな成長の柱と考えることが重要。低炭素社会構築のための投資は市場・雇用の創出につながるほか、地域の活性化、エネルギー安全保障の確保といったさまざまな便益をもたらす。

### 日々の暮らし ～ゼロエミ住宅・建築の普及～

#### 【目標】新築の改定省エネ基準達成率100%\*

- ・躯体(建物)と、家電等の消費機器、太陽光などの創エネ機器を統合した**ゼロエミ基準**策定
- ・省エネ基準・ゼロエミ基準の**達成義務化**
- ・新築・既築改修促進のための**税制**等
- ・**ラベリング制度と環境性能表示**の義務化
- ・**住宅・GHG診断士**によるゼロエミ化サポート
- ・住宅性能の見える化と削減量に応じた**インセンティブ**付与の仕掛けづくり

### 地域づくり～歩いて暮らせる地域づくり～

#### 【目標】旅客一人当たり自動車走行量の1割削減\*

- ・全自治体で**低炭素地域づくり実行計画**を策定
- ・居住・就業・商業の**駅勢圏・徒歩圏への集約化**
- ・**LRT・BRT**の延伸や計画路線の早期着工
- ・**歩道・自転車**の走行空間の整備
- ・**公共交通の利用**を市民に促す仕掛けづくり
- ・**都市未利用熱**を逃さずに最大限活用
- ・地域の**自然資本**を活かす**低炭素街区**の整備
- ・**物流・地域間旅客交通**の低炭素化

### 日々の暮らし ～鉄道・船舶・航空の低炭素化～

- ・**省エネ型の鉄道車両・船舶(エコシップ)・航空機(エコプレーン)**の導入促進
- ・**低炭素燃料**の導入促進
- ・**荷主**が低CO2輸送業者を選ぶ仕組み

### 地域づくり～農山漁村地域のゼロカーボン化～

- ・全地域で**ゼロカーボン地域計画**を策定し達成
- ・建築物等への**木材利用促進**、**バイオマス**資源の利用促進、**森林・農地等の吸収源**の活用
- ・**地域エネルギービジネスモデル**の全国展開

### 日々の暮らし ～環境対応車(自動車)市場～

#### 【目標】次世代自動車販売台数を250万台\*

- ・CO2排出量等に応じた**税の重課・軽減**
- ・**燃費基準**の段階的強化
- ・**E10対応車**の認証
- ・**ハイブリッド・電気自動車**の導入促進
- ・**高性能電池、次世代電池**の開発
- ・**エコドライブ、カーシェアリング**の促進

### ものづくり～低炭素ものづくりの世界展開～

#### 【目標】エネルギー消費を3～4割減(2050年)

- ・**排出削減をする企業が報われる市場**づくり
- ・排出削減をする企業を**金融面で支える環境**づくり
- ・有価証券報告書等を通じた**情報開示促進**
- ・**ライフサイクル排出量**を評価する**算定報告公表制度**
- ・**中小企業GHG診断士**制度による取組サポート
- ・**革新的技術**の開発支援
- ・低炭素ものづくりの**担い手育成**
- ・**脱フロン徹底**(代替フロン等3ガス排出抑制等)

### エネルギー供給～低炭素社会を見据えた次世代のエネルギー供給～

#### 【目標】再生可能エネルギーの割合を10%以上に(2020年)、スマートグリッド普及率100%(2030年)

- ・**事業投資を促す水準**(内部収益率8%以上など)での**固定価格買取制度**、熱の**グリーン証書**化
- ・事業リスクや初期負担を低減し、**再生可能エネルギー普及を目指す企業や地域を育成**
- ・再生可能エネルギーの**導入義務化**、普及段階に応じた**社会システムの変革**
- ・再生可能エネルギー大量導入に耐えられる**系統連系・貯蔵システム**の強化、**スマートグリッド**の整備
- ・燃料転換、高効率火力発電技術による**火力発電の低炭素化**、安全の確保を大前提とした**原子力発電の利用拡大**

### 低炭素社会構築のための基幹的な社会システム

- ・**キャップ・アンド・トレード**方式による**国内排出量取引制度**、**地球温暖化対策税**

\*目標年について記載のないものは、2020年までの中期的な目標

### ・地球温暖化防止のための具体的施策

#### ①温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。)に基づく温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度により、全国の14,842事業所(7,817事業者)及び1,425の輸送事業者から報告された平成20年度の排出量を集計し、平成22年6月3日に結果を公表。今回報告された排出量の合計は二酸化炭素換算で6億1,240万トンで、わが国の平成20年度排出量の約5割に相当。

## ②排出抑制等指針

地球温暖化対策推進法により、事業者が事業活動において使用する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出量を少なくする方法で使用するよう努めること、また、事業者が、国民が日常生活において利用する製品・サービスの製造等を行うに当たって、その利用に伴う温室効果ガスの排出量がより少ないものの製造等を行うとともに、その利用に伴う温室効果ガスの排出に関する情報の提供を行うよう努めることとされており、こうした努力義務を果たすために必要な措置を示した排出抑制等指針について、この指針の内容を分かりやすく解説した専用のホームページを拡充。

また、廃棄物処理部門について、排出抑制等指針の策定に向けた検討を行った。

## ③国民運動の展開（チャレンジ 25 キャンペーン）

「チャレンジ 25 キャンペーン」では、オフィスや家庭などにおいて実践できる CO2 削減に向けた具体的な行動を「6 つのチャレンジ」として提案し、その行動の実践を広く呼びかけており、趣旨に賛同していただいた、すべての個人、企業・団体に対し、「チャレンジ 25 キャンペーン」への参加・登録を呼びかけ。

また、キャンペーンの一環として、以下の取組を中心に各主体の協力を得て様々な呼びかけを行った。

### <COOLBIZ（クールビズ）>

夏期の冷房設定を 28℃にして快適に過ごすビジネススタイル「クールビズ」について、「夏のカイテキ、楽しくつくろう」をテーマに、クールビズの実践で楽しく快適なライフスタイルを呼びかけ。

### <WARMBIZ（ウォームビズ）>

冬期の暖房設定を 20℃にして快適に過ごすビジネススタイル「ウォームビズ」について、「地球にもっと、やさしい冬を。」をテーマに、“あったか忍者「あった丸」”を新たなキャラクターとして、衣類、食事、室内での過ごし方などを工夫し、暖房に頼らずに暖かく過ごすライフスタイルを提案。

### <朝チャレ！（朝型生活にチャレンジ）>

朝から活動して夜には早く休み、夜遅くまで使用していたエアコン、テレビ、照明などの使用時間を減らすとともに、1 日を有意義に健康的に過ごし、自分にも地球にとってもプラスの習慣を「朝チャレ！」と名付け、呼びかけ。

### <smart move（スマート・ムーブ）>

“「移動」を「エコ」に。”をテーマに、より CO2 排出量の少ない「移動」にチャレンジする「smart move（スマート・ムーブ）～地球にやさしい移動にチャレンジ！」を提案し、エコだけでなく、便利で快適に、しかも健康にもつながるライフスタイルを呼びかけ。

## ④「見える化」の推進

温室効果ガスの「見える化」とは、商品やサービスの製造等に伴う温室効果ガスの排出量を定量的に可視化することなどを言う。政府では、商品・サービスの原材料調達から廃棄・リサイクルにいたるまでのライフサイクル全体を通しての温室効果ガスの排出量を CO2 に換算して、当該商品・サービスに簡易な方法で分かりやすく表示する「カーボンフットプリント制度」の構築・普及等の取組を推進。また、「見える化」による温室効果ガスの削減効果の把握のため、家庭への「見える化」機器の設置による実測調査を行うとともに、事業者が提供する商品・サービスに係る「見える化」の評価・広報事業を実施。また、国民が日常生活においてさまざまな商品やサービスを使用した際に発生する温室効果ガスの排出量や、その削減のための具体的な方法について情報提供するウェブサイト「CO2 みえ～るツール」を公開。また、事業者において、原料調達・物流・製造・使用・廃棄などサプライチェーン全体の温室効果ガス排出量の算定方法を検討することによって当該排出量の見える化を促進するため、検討会を開催し、算定方法ガイドラインを策定。